

# 麻生区地域自立支援協議会設置運営要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年第123号）第89条の3の規定に基づき、麻生区の障害者等への支援の体制整備を図ることを目的として設置する麻生区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は次のとおりとし、審議された内容については、適宜、川崎市地域自立支援協議会に報告するものとする。

- (1) 個別支援のあり方に関する協議
- (2) 地域の課題の抽出及び共有
- (3) 地域の支援体制の構築
- (4) 地域の社会資源の開発・改善
- (5) 権利擁護等に関する取組み
- (6) その他、必要と認められる事項

## (構成)

第3条 協議会は、保健福祉センター、各地区健康福祉ステーション（以下「健康福祉ステーション」という）、基幹相談支援センター、地域相談支援センター、その他相談支援事業者、及び開催趣旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

## (任期)

第4条 協議会の構成員の任期は年度の4月1日から3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 協議会の構成員は、年度の途中であっても追加することができる。
- 3 補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (定例会)

第5条 定例会は協議会の所掌事務について、協議、検討、報告を行う。

## (企画運営会議)

第6条 協議会の企画及び円滑な運営を図るため、企画運営会議を置く。

- 2 企画運営会議は、基幹相談支援センター、地域相談支援センター、保健福祉センター及び健康福祉ステーション、その他開催に照らし必要と認められた者で構成する。
- 3 企画運営会議は、定例会を主催し、召集する。

(専門委員会)

第7条 協議会は、第2条に所掌に規定する所掌事項のうち、特定の事項について調査・研究等を行う必要があると認められるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会には、定例会及び企画運営会議の構成員のほか、その取組内容に照らし必要と認められた者で構成する。

(報告)

第8条 協議会は、活動に関する報告書を作成し、川崎市地域自立支援協議会設置要綱第8条に規定する企画運営会議に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉センター及び健康福祉ステーションとし、協議会及び企画運営会議の運営に必要な庶務を行う。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区定例会の構成員の合議により定める。

附 則 (27川麻高第1298号。平成28年3月29日付決裁。)

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。